

常時観測火山における登山者等の安全確保の取組状況

※ 改正活火山法の施行（平 27. 12. 10）、同法施行令及び施行規則も同時に施行

区分	火山別		阿蘇山	雲仙岳	霧島山		桜島
	鶴見岳・伽藍岳	九重山			新燃岳、御鉢	えびの高原（硫黄山）周辺	
火山の概況	平 7. 7～11 泥火山形成・噴気 平 11. 12. 20、21 地震 平 23. 3 地震	平 7. 10. 11 噴火（火山灰の噴出、活発な噴気） 平 7. 12 火山灰噴出 平 8. 1. 13、14 噴火（火山灰の噴出、極微量の降灰） 平 8. 3 噴煙、地震、火山性微動 平 8. 11～12 同上 平 9. 3～4 地震、火山性微動 平 9. 9 同上 平 23. 3 地震 ※平 26. 11 「重点的に火山観測を研究する火山」に追加	平 23. 5. 16 小規模噴火（中岳第一火口、噴煙 500m） 平 25. 9. 25 火山性地震増加、二酸化硫黄の放出量 1,900 トン（噴火警戒レベル 1→2） 平 25. 12. 27 火山性微動増加、二酸化硫黄の放出量 1,100 トン（噴火警戒レベル 1→2） 平 26. 8 小噴火 平 27. 9. 14 噴火（中岳第一火口、火口で噴石、噴煙 2000m）	平 2. 11 水蒸気噴火（198 年ぶりの噴火） 平 3. 6 マグマ噴火。火砕流により死者不明 43 人 平 5. 6 マグマ噴火。火砕流により死者 1 人 平 18. 11 以降、火山性微動は観測されず。 平 22 年頃から、火山性地震が活発化	（御鉢） 大正 12 年の噴火以降、噴火の兆候なし （新燃岳） 平 20. 8. 22 火山性微動、地震 平 22. 5. 6 火山性地震 平 23. 1. 26 小規模噴火 平 23. 1. 26 噴火、噴石飛散 平 23. 6. 26～ 火山活動低下	平 26. 10. 24 硫黄山周辺に、火口周辺警報（火口周辺危険） 平 27. 5. 1 同警報の解除 平 27. 11. 4 火山性地震が急増、突発的な水蒸気爆発や火山ガスの小規模噴出の可能性あり。	平 21 以降、日常的に噴火 平 22. 10. 13 爆発的噴火、噴石飛散（昭和火口） 平 24. 3. 12 爆発的噴火、噴石飛散（昭和火口） 平 27. 8. 15 地震多発、山体膨張を示す急激な地殻変動 平 27. 8. 18、9. 25 爆発的噴火（昭和火口） 平 28. 2. 5 爆発的噴火、大きな噴石が飛散（昭和火口）
噴火警戒レベル （平 28. 1. 18 現在、気象庁「火山登山者向けの情報提供ページ」）	なし （噴火予報：活火山であることに留意）	レベル 1 （活火山であることに留意）	レベル 2（火口周辺規制）	レベル 1 （活火山であることに留意）	新燃岳：レベル 2（火口周辺規制） 御鉢：レベル 1（活火山であることに留意）	なし （噴火予報：活火山であることに留意）	レベル 3（入山規制）
規制区域		火口からおおむね 500m の立入規制等（平 7. 10 の噴火時から）	火口からおおむね 1km 以内立入禁止 ・阿蘇山公園道路、阿蘇山ロープウェイの利用禁止	平成新山周辺、水無川上流部等に警戒区域約 950ha（災害対策基本法第 63 条第 1 項）を設定、一般の立入りを禁止	（新燃岳）火口からおおむね 1km 以内の立入禁止 （御鉢）火口内及び南側登山道の立入規制等		昭和火口及び南岳山頂火口から半径 2km 内を常時立入禁止区域（災害対策基本法第 63 条第 1 項に基づく警戒区域）に指定
入山者数（参考値） （九州地方環境事務所）	不明	26 年度約 11 万人（長者原登山口、牧ノ戸登山口の合計）	（観光客：阿蘇市） 26 年約 460 万人	26 年度約 3 万 3,000 人	26 年度約 2 万人（高千穂峰） （※えびの自然保護官事務所）	26 年度約 2 万 5,000 人（韓国岳）（※同左）	（観光客）年間約 1 千万人
関係県 関係市町村	大分県 別府市、由布市、宇佐市、日出町	大分県 竹田市、由布市、九重町	熊本県 阿蘇市、南阿蘇村、高森町	長崎県 島原市、雲仙市、南島原市	宮崎県、鹿児島県 都城市、えびの市、小林市、高原町、霧島市、曾於市、湧水町	宮崎県 えびの市	鹿児島県 鹿児島市、垂水市、霧島市、始良市
火山防災協議会 ※改正活火山法により、①会議の設置が義務化（県、市町村（第 4 条第 1 項））、②構成員を法定（火山専門家、観光関係団体等も（同条第 2 項））	鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会（平 26. 2. 24、任意） ・火山専門家 4 人（①鹿児島大学 2 人（砂防学、火山地質学）、②京都大学 2 人（火山物理学、地質学））	くじゅう山系（硫黄山）火山防災協議会（平 8. 12. 6、災害対策基本法第 17 条 1 項） ・火山専門家含まれず	阿蘇火山防災協議会協議会（昭 42. 11. 4） ・火山専門家含まれず。 ただし、「阿蘇火山ガス安全対策専門委員会」（平 9. 12、学識者を中心）には火山専門家も（阿蘇火山博物館 2 人、東京工業大学 1 人）	雲仙岳火山防災協議会（平 27. 1. 14） ・火山専門家 1 人（九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター）	三つの共同会議が設置。構成機関に「重なり」も。 ○霧島火山防災連絡会（平 18. 2. 16、合同開催。宮崎河川国道事務所が事務局、宮崎県と鹿児島県も事務局） ・コアメンバー会議には火山専門家も ○霧島山火山対策連絡会議（平 10. 4、宮崎県が地域防災計画に基づき設置。不定期開催。平 27. 5. 1 の会議は、上記連絡会と同時開催） ○霧島山噴火災害対策会議（平 9. 3、鹿児島県が地域防災計画を受けて設置。平 20. 9 以降、開催せず） ・火山専門家（鹿児島大学）を含む		○桜島爆発災害対策連絡会議（平 9. 3、鹿児島県。地域防災計画を受けて設置） 火山専門家（京都大学防災研究所附属火山活動研究センター、鹿児島大学理学部）も。 ○桜島火山防災連絡会（平 18. 7、上記連絡会議のコアメンバー会議的な構成。通称「五者会」（鹿児島県、市（鹿児島市、垂水市）、京都大学、鹿児島地方気象台、大隅河川国道事務所）

区分	火山別		霧島山			桜島	
	鶴見岳・伽藍岳	九重山	阿蘇山	雲仙岳	新燃岳、御鉢		えびの高原(硫黄山)周辺
避難施設等 ※改正活火山法により、避難施設緊急整備計画の作成(県、第14条)、同計画に基づく事業の実施(市町村、第16条。(避難施設の整備等も))	公的な避難施設なし (参考) 別府ロープウェイ株式会社 ○鶴見山上駅舎 鉄筋コンクリート造2階建、100人程度収容可能。平27.8に防水工事を実施、屋根部分がゴムシートやクッション3層構造に補強済み ○レストハウス ただし、平16.7から閉鎖中	火山災害対応の避難施設なし (参考) 以下の5施設について、九重山火山防災マップには、「休憩小屋(噴火時には使えません)」と明記 避難小屋3(県、石造り平屋) ただし、「大船山避難小屋」(昭38.11設置)は、老朽化し壁の剥落のおそれあり、平24年度から使用禁止 小屋1(県、平22.3設置、鉄筋コンクリート造り平屋。施設名称なし) 小屋1(大分森林管理署、昭6.8設置、鉄筋コンクリート石積み造り平屋)	阿蘇火山防災計画に基づく施設 退避壕15(全て阿蘇市) 退避舎7(阿蘇市が民間施設を指定。しかし、現地確認で、閉鎖中1、撤去1、ロープウェイ駅舎閉鎖中1が判明) (火山防災計画に基づかない施設、現地確認で判明(仙酔峡ルート)) 退避壕1(設置者不明、阿蘇市内) 山小屋1(熊本県)	付帯施設としての避難施設 退避壕1(長崎県) 仁田峠展望所の下部 退避舎1(長崎県) インフォメーションセンター	(火山防災計画に基づく施設) 退避壕7(霧島市3、高原町4) うち両端が開放のため噴火に伴う熱風等を通しやすい1(霧島山) (同計画になし) 山小屋1(個人が設置、管理) (参考) 避難小屋1(鹿児島県。木造平屋、自然公園等整備事業で設置。風雨や雷からの一時的な避難が目的。大きな噴石に耐え得る強度なし) ※大浪池(休憩舎(昭38設置)は老朽化の進行により使用禁止	退避壕37(鹿児島市32、垂水市5) うち開口部が火口に向いている1(鹿児島) 退避舎20(全て鹿児島市) (鹿児島市) 地域防災計画(資料編)に、退避壕、退避舎ごとの所在地、面積、建設又は建て替え年月日等の一覧を掲載。維持管理上の支障なし。財産台帳に、全施設を掲載。退避壕、退避舎の耐震診断を実施。基準未滿の退避壕は、計画的に建て替え等	
防災用備品の配備	なし (避難施設を設置せず)	なし (火山災害対応の避難施設を設置せず)	(阿蘇市) 火山防災計画に明記 ヘルメット30個(※現在127個配備)、ガスマスク20個、ハンドマイク4個 (他に、救護資材(医薬品、担架、酸素ボンベ等も配備))	なし	なし ・配備物品の持ち帰りを防止する方法がない等	(えびの市) ヘルメット5個(平23.1の新燃岳の噴火後、市営えびの高原キャンプ村に配備)	なし ・退避壕は常時開放。配備物品の持ち帰りを防止する方法がなく、配備困難(鹿児島市、垂水市) ・退避舎から避難港までの距離が短く、配備の必要性なし(鹿児島市)
事業者等による防災備品の配備	別府ロープウェイ株式会社 ヘルメット10個(平26.10、鶴見山上駅に配備。同駅には、職員が24時間常駐)	長者原ビジターセンター ヘルメット30個、ゴーグル30個(平26.5) 非常時用等に、救急セット1組、毛布4枚、ラジオ受信機1機、ポリタンク2個、バケツ5個、灯油ストーブ3個、懐中電灯1個、投光器1機。 また、緊急用発電機1機(平27.4)、AED(平20.4)	九州産交ツーリズム株式会社 (阿蘇山ロープウェイを運行) ヘルメット35個(うち20個は、平26.8に噴火警戒レベル2となった後、阿蘇市から受託) 防毒マスク10個、市販のマスク2ケース、ハンドマイク2個、無線機8機 阿蘇火山博物館 ヘルメット、ゴーグル、ガスマスク及びウェットティッシュを各50セット(平26.8噴火警戒レベル2への引上げ契機)	雲仙ロープウェイ株式会社 ヘルメット60個(平2.10の噴火後、配備)	高千穂河原ビジターセンター ヘルメット20個(平23年度、新燃岳の噴火を契機として10個配備。26.10、御嶽山の噴火事故を契機として更に10個)。ほかに、非常食500食、非常水206本、500ml24本も(平23年度) 平時でも、ヘルメットを無料貸出し(26.10)。27.9.29(調査日)までに、延べ54回貸出し	(えびの高原自主防災連携組織) えびのエコミュージアムセンター ヘルメット24個、ハンドマイク2個 国民宿舎えびの高原荘 ヘルメット30個、ハンドマイク1個	なし
退避施設への案内標識等	なし (避難施設を設置せず)	現地で5本確認 ・いずれも(くじゅう地区高山植物保護対策協議会1本、設置者不明4本)破損や腐食なし。避難小屋を指し示す方角等にも問題なし	現地で9本、2か所確認 ・九州地方環境事務所が設置(9本)の①「単柱型誘導標識」8本(日本語、英語で表記、地図付き)、②「腕木型誘導標識」1本(日本語、英語で表記)。表示に特に問題なし。①には、避難小屋の表示あり。退避壕の位置の表示なし ・阿蘇火山防災会議協議会が設置の案内看板等2か所。退避壕の位置を明記	なし	なし (御鉢登山ルート)	現地で2本確認 (硫黄山・韓国岳登山ルート) ・表示内容(日本語、英語)、管理状況等に問題なし。避難小屋の位置も明記(ピクトグラム)	(鹿児島市) ・案内標識等の設置場所、設置数を把握せず。 ・案内標識等には、①逆の方向を示している例、②表示の距離が誤っている例など。
火山防災情報の提供 ※改正活火山法の施行に	○ホームページ(大分県) ○火山防災マップ(大分県、別府市) ○エリアメール等(大分県、別府市)	○ホームページ(大分県) ○登山ルートマップ(大分県、竹田市、九重町) ○火山防災マップ(大分県、竹田市)	○ホームページ、県防災情報メールサービス(熊本県) ○阿蘇登山ルートマップ(熊本県)	○ホームページ(島原市、雲仙市、南島原市) ○提供せず(長崎県。警戒区)	○ホームページ、防災ヘリコプター(緊急時)、規制看板(宮崎県、鹿児島県) ○屋外スピーカー(防災行政無)	○屋外スピーカー(防災行政無線)、規制看板、エリアメール、チラシ(えびの市)	○ホームページ、規制看板(鹿児島県) ○ホームページ、ハザードマップ、各種パンフレット、規制

区分	火山別		霧島山		桜島	
	鶴見岳・伽藍岳	九重山	阿蘇山	雲仙岳		新燃岳、御鉢 えびの高原(硫黄山)周辺
より、登山者等に情報収集等を努力事項(第11条第2項)	府市、由布市) ※集客施設に火山防災情報が届かないおそれ。防災無線受信機、防災ラジオの配備なし。周辺に防災行政無線の屋外拡声子局もなし。	田市、九重町) ○火山防災リーフレット(大分県、竹田市、由布市、九重町) ○火山防災啓発チラシ(九重町) ○エリアメール等(大分県、竹田市、由布市、九重町) ※集客施設に火山防災情報が届かないおそれ(携帯電話のみ)	○屋外スピーカー(防災行政無線)、規制看板、リーフレット等(阿蘇火山防災会議協議会・阿蘇市) ○エリアメール(阿蘇市、南阿蘇村、高森町) ※中岳噴火に伴う①エリアメールの発信がi)噴火の40分後(阿蘇市)、ii)1時間後(南阿蘇村)、②発信せず(高森町)	域を設定のため)	線)、ホームページ、ハザードマップ、各種パンフレット(霧島市) ○規制看板(小林市、都城市、高原町)	看板、定期観光バスの車内アナウンス、各種観光マップ、防災行政無線、広報車、エリアメール(鹿児島市) ○防災行政無線、広報車、エリアメール(垂水市)
気象台からの定期的な情報提供	2市への定期的な情報提供なし(由布市は九重山にも関係)	竹田市及び九重町には地方気象台から、毎月1回、情報提供(由布市には、提供なし)	3市町村へ地方気象台から毎月1回情報提供	3市へ地方気象台から毎月1回情報提供	5市町へ地方気象台から毎月1回情報提供	(同左) 鹿児島市へ地方気象台から毎月1回情報提供
通信手段の活用 ＜現地踏査の結果＞ (ラジオ受信機の「AM放送」放送は、NHK第一放送の受信をチェック)	34地点でチェック [鶴見岳:26地点] (ラジオ受信機) 受信可:26地点全て (携帯電話3社) 3社受信可:22地点 2社受信可:4地点 [伽藍岳:8地点] (ラジオ受信機) 受信可:8地点全て (携帯電話3社) 3社受信可:なし 2社受信可:6地点 1社受信可:2地点	33地点でチェック (ラジオ受信機) 受信可:33地点全て (携帯電話3社) 3社受信可:16地点 2社受信可:7地点 1社受信可:3地点 3社とも不可:7地点(御池縁周回路終点、池ノ小屋前、久住分かれから北千里浜への下山道途中、北千里浜入口部(久住別かれ側)、北千里浜平地部(久住分かれ側)、北千里浜平地部(中央部)、すがもり越・坊ガツル方面分岐点(北千里浜出口部))	「仙酔峡ルート」12地点でチェック (ラジオ受信機) 受信可:12地点全て (携帯電話3社) 3社受信可:8地点 2社受信可:2地点 1社受信可:2地点	「妙見・国見・普賢岳登山ルート」15地点でチェック (ラジオ受信機) 受信可:15地点全て (携帯電話3社) 3社送受信可:なし 2社送受信可:3地点 1社送受信可:7地点 3社とも不可:5地点(吹越分かれ、鬼人谷口、西の風穴、霧氷沢分かれ、あざみ谷)	「御鉢・高千穂峰登山ルート」8地点でチェック (ラジオ受信機) 受信可:8地点全て (携帯電話3社) 3社送受信可:なし 2社送受信可:3地点 1社送受信可:1地点 3社とも不可:4地点(御鉢火口淵、馬の背、神宮元宮と山頂の間、山頂(宮崎県))	「えびの高原・韓国岳登山ルート」13地点でチェック (ラジオ受信機) 受信可:13地点全て (携帯電話3社) 3社受信可:8地点 2社受信可:3地点 1社受信可:2地点
外国人等への情報提供	(大分県) ・ホームページ(英語、中国語、韓国語) ・火山防災マップ(英語、中国語、韓国語) (別府市、由布市) 提供せず ※「火山噴火に対する登山者等の安全確保に関する連絡会」で27年度中に、「火山防災のしおり」(英語、中国語(繁体字、簡体字)、韓国語版)を作成予定	(大分県、関係市町) 提供せず ※「火山防災のしおり 大分県の活火山九重山～登山や観光に訪れる方へ～」(平27.9.30作成のリーフレット)の英語、中国語、韓国語版を作成予定	(熊本県) ・ホームページ(英語、韓国語、中国語(繁体字、簡体字)各モードに切替え) (阿蘇火山防災会議協議会) ・ホームページ(英語、韓国語、中国語) ・屋外スピーカーで放送(英語、韓国語、中国語) ・「立入禁止」の看板(全ての登山口入口に、英語、韓国語、中国語) (阿蘇市) ・ホームページ(英語、韓国語、中国語) (南阿蘇村、高森町) 提供せず	提供せず	(宮崎県) ・ホームページ(英語、中国語、韓国語モードに切替え) (えびの市) ・規制看板、チラシ(英語、中国語、韓国語) (小林市、都城市、高原町) 提供せず (鹿児島県) ・規制看板(英語) (霧島市) ・各種パンフレット等(英語、中国語、韓国語)。 ・退避壕の壁面に掲示のパネルには英語も	(宮崎県、えびの市) 同左 (鹿児島市) ・ホームページ(英語、中国語、韓国語) ・桜島火山ハザードマップ(英語) ・英語を話せるスタッフの配置(鹿児島中央駅(毎日)、観光案内所(桜島フェリーターミナル(土日のみ)) ・公衆無線LAN(無料Wi-Fi)の開設 ・防災行政無線のアナウンス(英語) ・フェリーターミナル(鹿児島港、桜島港)に、火山活動状況、交通機関の運行状況、観光施設の営業状況、島内の立入規制等の掲示(英語、中国語、韓国語) ・バス乗り場(桜島港)で注意喚起や観光可能状況等の案内(英語、中国語、韓国語) ・規制看板(英語、中国語、韓国語)
登山者に関する情報把握 ※改正活火山法により、地	把握せず ・登山届について、大分県山岳遭難対策協議会及び各警察	把握せず ・登山届について、大分県山岳遭難対策協議会及び各警察署	把握せず ・登山届提出用ポストを7か所設置(管理は阿蘇警察署)	把握せず	把握せず ・登山届提出用ポスト7か所(①宮崎県側4か所(えびのエコミュージアムセンターが管理→警察署へ)、②鹿児島県側3か所	

区分	火山別		霧 島 山			桜 島	
	鶴見岳・伽藍岳	九 重 山	阿 蘇 山	雲 仙 岳	新燃岳、御鉢		えびの高原(硫黄山)周辺
方公共団体に努力義務(第11条第1項)。登山者等には、情報収集、円滑かつ迅速な避難に必要な手段の努力事項(同条第2項)	署が受付、管理	が受付、管理			(警察署が管理)		
自主的な連絡会議等	火山噴火に対する登山者等の安全確保に関する連絡会(平26.11.5設置。県、4市町、大分地方気象台、九州地方環境事務所、大分森林管理署で構成) ・「火山噴火に対する登山者等の安全確保に関する取組方針」(27.5.29)を作成。共同して、逐次実施		阿蘇山遭難事故防止対策協議会(設置時期不明、自然保護環境事務所、県、2市1町、警察、消防、関係団体等) ・遭難事故防止のための指導、啓発等 ・登山ポストを7か所設置(管理は阿蘇警察署)	○雲仙岳防砂会議協議会(平3.7.2 関係3市等) ○雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊ソフト対策検討委員(平26.8、九州地方整備局雲仙復興事務所等)	○環霧島会議(平19.11、関係5市2町) ・防災専門部会で火山防災対策について協議 ○霧島火山防災検討委員会(平18.2、宮崎国道河川事務所等国の機関10機関、2県、5市3町、学識経験者) ・噴火シナリオの検討、火山災害予測図の作成等	えびの高原自主防災連携組織(平23.9、えびの市、エコミュージアムセンターなど山上の施設事業者、自然保護官事務所、警察、消防) ・「えびの高原周辺噴火等対応マニュアル」(平26.11)を市と共同で作成。同年10月の「火口周辺警報」の発令対応。防災訓練も実施	○桜島火山活動対策協議会(関係4市) ・火山活動に伴う対策の協議、国や県に対する意見具申等 ○桜島火山防災検討委員会(大隅河川国道事務所、鹿児島地方気象台、鹿児島大学、京都大学火山研究センター、県、2市) ・主に火山活動に伴う土砂災害対策を協議
避難計画等 ※改正活火山法により、地域防災計画に記載義務化(県(第5条、基準)、市町村(第6条、避難計画))	(避難計画) 登山者・観光客に係る計画は、28年度中の作成を目標	(避難計画) 27年度中の作成を目標	「阿蘇火山防災計画」(昭55.3.17、最終改正:平23.7.21。阿蘇火山防災会議協議会)	避難計画なし	「霧島山(新燃岳)の噴火活動が活発化した場合の避難計画」(平23.3霧島市、高原町) ※政府支援チーム等によるコアメンバー会議で検討の経緯	「えびの高原周辺噴火等対応マニュアル」(平26.11)に「えびの市の対応」を掲載	地域防災計画に、要素を含む。 ・鹿児島県地域防災計画 ・鹿児島市地域防災計画 ・垂水市地域防災計画
事業者等による避難計画 ※改正活火山法により、集客施設等に避難確保計画の作成義務(第8条)	別府ロープウェイ株式会社 「別府市地域防災計画」に掲載 ・同計画に連動させ、「別府市地域防災計画(火山災害)の対応について」(平26.10改定)を作成		九州産交ツーリズム株式会社 「阿蘇火山防災計画」に掲載 ・「火山噴火時の避難体制に係る防災体制について」を作成 阿蘇火山博物館 ・「阿蘇中岳噴火対応マニュアル」(平27.4)を作成	雲仙ロープウェイ株式会社 ・「防災予防計画(案)」(平2)を作成	鹿児島県高千穂河原ビジターセンター ・「鹿児島県高千穂河原ビジターセンターにおける危機事象対応マニュアル」(平23.4)を作成	えびの高原自主防災連携組織 ・「えびの高原周辺噴火等対応マニュアル(えびの高原自主防災連携組織対応マニュアル)」(平26.11)を作成	
火山防災訓練等	未実施(火山活動が比較的平穏な状況で推移しているため) ・避難計画の作成後、実施の検討(取組方針) (参考) 別府ロープウェイ株式会社 ・別府市の「地域防災計画」の登山規制に連動した規程 ・別府市消防本部等と共同で、鶴見岳の火山活動による地震の発生を想定した総合防災訓練を実施(平26.12.10) 一般社団法人別府市総合振興センター ・独自に、噴火警報が発表されたことを想定した避難訓練を実施(平27.5.20)	平8.6に、硫黄山噴火対策防災訓練を実施して以降、実施せず。(火山活動が比較的平穏な状況で推移しているため) ・避難計画の作成後、実施の検討(取組方針)	阿蘇火山防災訓練(阿蘇火山防災会議協議会主催、毎年1回実施) ・44機関、約410人が参加(平27.8.30) (参考) 九州産交ツーリズム株式会社 ・避難誘導訓練を毎月実施(ロープウェイ駅舎内の観光客等を避難場所に誘導) 阿蘇火山博物館 ・「阿蘇中岳噴火対応マニュアル」に基づく訓練を初めて実施(平27.12)	(長崎県) 山岳救助訓練(県警と平27.9.1。※雲仙市も参加) (島原市) 安中地区溶岩ドーム崩落避難訓練(平26.11.16) (南島原市) 溶岩ドーム崩壊に伴う避難訓練(平27.9.13) (参考) 雲仙ロープウェイ株式会社 ・「防災予防計画(案)」に基づき、毎年、保安検査(3か月検査、半年検査)に合わせて防災訓練	(宮崎県) ・平23年度に実施「宮崎県総合防災訓練(新燃岳対応訓練)」(以降、実施せず) (鹿児島県) ・平23年度に実施「鹿児島県総合防災訓練」(以降、実施せず) (霧島市) ・平23.5.26、上記鹿児島県と共同で、「避難計画」に基づく訓練実施 ・平24.1.26、「新燃岳噴火対応住民等避難訓練」を実施(以降、実施せず) (高原町) ・平24年度に実施(以降、実施せず) (参考) 高千穂河原ビジターセンター運営協議会(毎年実施)	(参考) えびの高原自主防災連携組織(※えびの市も構成機関) ・毎年実施(定期防災訓練) ・平27.1.26実施の訓練には、外国人を含む観光客等も参加	(鹿児島市) ・毎年11月に「桜島火山爆発総合防災訓練島内避難訓練」(平22年度から) ・毎年1月に、「桜島火山爆発総合防災訓練」(昭46年から)。平27.1実施の訓練では、初めて「外国人旅行者への対応訓練」を実施 (垂水市) ・毎年1月の「桜島火山爆発総合防災訓練」(鹿児島市)に合わせて、「垂水市桜島火山爆発総合防災訓練」